

おくやみハンドブック



広陵町

令和5年版
※令和5年4月現在



ご遺族の方へ

このたびのご家族様のご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます。

ご遺族のみなさまにおかれましては、悲しみや先々のご不安もあるなか、今後さまざまな申請や届出などの手続きが必要になることと存じます。

広陵町では、役場間係の手続きと、役場以外の一般的な手続きにつきましてご案内するとともに、少しでもご負担なく行っていただけるようハンドブックを作成いたしました。

お手続きの際に、ご活用いただけましたら幸いです。

広陵町長

山村 宏由

もくじ

1.	手続きチェックリスト	p.3
2.	手続等の一般的な流れ	p.5
3.	役場内での手続きについて	p.7～25
4.	その他の主な手続き／チェックリスト	p.27～33

手続きチェックリスト

「はい」に✓点がついた項目は、該当ページで確認してください。

担当課	手続きが必要な方	チェック	該当ページ
住民課	故人を含め同世帯に3名以上である	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.8
	印鑑登録をされている	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.8
	公的年金を受給している	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.9
	国民健康保険被保険者証を持っている	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.10
保険年金課	次のいずれかを受給している ・心身障害者医療費受給資格証 ・精神障害者医療費受給資格証 ・ひとり親家庭等医療費受給資格証 ・子ども医療費受給資格証 ・乳幼児医療費受給資格証	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.11
	町・県民税が課税されている	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.12
税務課	固定資産税が課税されている	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.12
	軽自動車税が課税されている	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.13
	納付を口座振替されている	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.13
	納骨を考えている	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.14
環境政策課	町営石塚霊園を使用している	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.14
	改葬・墓じまいを考えている	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.15
農業振興課 農業委員会	農地を所有している	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.15
都市整備課	町営住宅に入居している	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.16
上下水道課	給水装置の所有者または水道の使用者である	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.17
教育委員会 学校支援課	小学生・中学生の保護者が亡くなられた	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.17

担当課	手続きが必要な方	チェック	該当ページ
介護福祉課	65歳以上または要介護認定を受けている	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.18
	後期高齢者医療被保険者証を持っている	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.18
社会福祉課	次のいずれかを所有している ・身体障がい者手帳 ・療育手帳 ・精神障がい者保健福祉手帳	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.19
	特別障害者手当・障害児福祉手当を受給している	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.19
	生活保護を受給している	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.19
こども課	児童手当を受給している	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.21
	ひとり親世帯等になる	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.21
	児童扶養手当を受給している	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.21
図書館	特別児童扶養手当を受給している	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.22
	交通災害・自然災害で亡くなられた	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.24
その他	図書館利用者カードを所有している	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.25
	外国籍の方が亡くなられた	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.25
	会社員であった	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.27
	個人事業主であった	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.28

※手続きには来庁者のご本人様確認が必要となります。

①写真付きの身分証明書の場合 1点

- ・マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等

②写真付でない身分証明書の場合 2点

- ・被保険者証（健康保険、介護保険）・年金手帳等

又、代理での手続きの際委任状が必要となる場合がございますので、
ご不明な点がありましたら各担当課へお問い合わせください。

身近な人がお亡くなりになられた後の手続等の一般的な流れ（目安）



10か月以内

1年以内

○一周忌

○遺留分侵害額請求

○払戻・解約・名義変更等
○遺産分割協議(29ページ参照)

○相続税の申告(30ページ参照)

広陵町で必要な手続きについては次のページから、窓口とあわせて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

〈次ページ～〉
必要な手続きの
詳細について

〈27ページ～〉
広陵町以外で
必要な手続きの
窓口一覧

住民課 本庁舎1階

I. 死亡届について

○死亡届

届出人が死亡の事実を知った日から7日以内に届出をしてください。

戸籍に死亡の記載がされるまで日数がかかります。

○火葬許可証

死亡届を受理した際にお渡しします。

広陵町営斎場を利用される場合には、事前に予約をしていただきます。

○届出地

お亡くなりになられた方の本籍地、届出人の所在地、お亡くなりになられた場所の
いずれかの市区町村役所・役場

○届出人

- ・親族
 - ・同居者
 - ・死亡地の家主・地主・家屋または土地の管理人
 - ・成年後見人・保佐人・補助人
- (登記事項証明書または裁判所の謄本の提出が必要です。)

◇必要なもの

- ・死亡届（右半面の死亡診断書に、医師による証明のあるもの）1通
- ・印鑑（押印は任意です。）

○広陵町に届出を提出する場合は

【平日】午前8時30分から午後5時15分

広陵町役場1階住民課

【夜間及び休日】

広陵町役場1階宿直室

宿直室で届出をお預かりした場合、翌開庁日以降に届書内容の確認等で
来庁をお願いすることがあります。

○死亡の記載をされた戸籍謄本等の発行

戸籍に死亡の記載がされるまでにおおよそ以下の日数がかかります（土日祝日を除く。）

- ・本籍地に届出をした場合→おおむね7日
- ・本籍地以外に届出をした場合→おおむね10日～14日

○本籍地が**広陵町**の方→届出をされて間もない場合、事前にお電話にて記載がされているかご確認ください。

○本籍地が**広陵町以外**の方→本籍地のある市区町村に請求していただく必要があります。請求方法については、各市区町村へお問い合わせください。

※大型連休中に届出をされた場合、上記より日数がかかります。

※相続等の手続きには、相続人の確定のためお亡くなりになられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本や除籍謄本が必要となる場合があります。

2. 住民票について ※お亡くなりになられた方の住民登録が広陵町にある場合

○世帯主変更届（3人以上の世帯の場合）

お亡くなりになられた方が3人以上の世帯の世帯主である場合は世帯主の変更が必要です。世帯主変更手続きについては、住民課から確認の連絡をさせていただきます。

※死亡届が提出されると届出を受理した市区町村役所・役場から、本籍地及び住民登録地に死亡の通知が送付されますので、特別な届出は必要ありません。

3. 印鑑登録証（カード）の返納について

お亡くなりになられた方が印鑑登録をされていた場合、登録は抹消されます。

印鑑登録証（カード）をご返却ください。

◇必要なもの

- ・お亡くなりになられた方の印鑑登録証（カード）

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

住民課

電話番号 0745-55-1001

保険年金課 本庁舎1階

4. 年金の手続きについて

○国民年金を受給されていた方がお亡くなりになられた場合

前回年金を受給された月からお亡くなりになられた日までに係る年金等を受給するため相続人（請求者）による請求ができます。

◇申請に必要なもの

- ・年金証書
- ・印鑑
- ・お亡くなりになられた方と請求者の関係がわかる戸籍謄本等
- ・お亡くなりになられた方の住民票除票（省略のないもの）
- ・請求者の住民票謄本（省略のないもの）
(住民票除票及び住民票謄本はマイナンバーの記入により省略できます。)
- ・請求者の金融機関の通帳

※請求者により必要なものが異なる場合があります。

詳しくはお問い合わせください。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

**保険年金課 年金係
電話番号 0745-55-1001**

○厚生年金・共済年金を受給されていた方がお亡くなりになられた場合

前回年金を受給された月からお亡くなりになられた日までにかかる年金等を受給するため相続人（請求者）による請求ができます。

厚生年金についてご不明な点は下記までお問い合わせください。

**大和高田年金事務所
電話番号 0745-22-3531**

共済年金についてご不明な点は下記までお問い合わせください。

各共済組合

5. 国民健康保険の手続きについて

○世帯の誰かが国民健康保険に加入されている場合

国民健康保険被保険者証の返還及び更新の手続きが必要です。

①世帯主の方がお亡くなりになられた場合

- ・お亡くなりになられた方の喪失手続きが必要です。
- ・世帯主が変わられることで、世帯員の方の保険証の更新が必要です。

◇申請に必要なもの

- ・国民健康保険加入者の奈良県国民健康保険被保険者証、奈良県国民健康保険高齢受給者証

②世帯主以外の方で国民健康保険加入者の方がお亡くなりになられた場合

- お亡くなりになられた方の喪失手続きが必要です。

◇申請に必要なもの

- ・国民健康保険加入者の奈良県国民健康保険被保険者証、奈良県国民健康保険高齢受給者証

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

保険年金課 国保係

電話番号 0745-55-1001

6. 葬祭費の手続きについて

国民健康保険被保険者がお亡くなりになられた場合は、葬祭を行った方（喪主）が申請を行うことで、葬祭費の一部の支給を受けられます。

◇申請に必要なもの

- ・振込先の金融機関の通帳

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

保険年金課 国保係
電話番号 0745-55-1001

7. 福祉医療費受給資格の手続きについて

○お亡くなりになられた方が以下の福祉医療証をお持ちの場合

- ・心身障害者医療費受給資格証
- ・精神障害者医療費受給資格証
- ・ひとり親家庭等医療費受給資格証
- ・子ども医療費受給資格証
- ・乳幼児医療費受給資格証

福祉医療の喪失手続きが必要です。

◇申請に必要なもの

- ・お亡くなりになられた方の福祉医療証
- ・口座変更される場合は、振込先の金融機関の通帳
(お亡くなりになられた方の振込先口座の場合は、振込先の変更が必要です。)

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

保険年金課 福祉医療係
電話番号 0745-55-1001

税務課 本庁舎1階

8. 税の手続きについて

○町民税・県民税（住民税）

住民税が課税される基準日は1月1日現在となっています。したがって、1月2日以後にお亡くなりになられた方で、前年中に一定額以上の所得があった場合は、相続人がその納税義務を承継し、住民税を納付していただくことになります。

また、所得税の準確定申告・相続税の申告が必要になる場合があります。

住民税についてご不明な点は下記までお問い合わせください。

税務課 民税係

電話番号 0745-55-1001

所得税・相続税についてご不明な点は下記までお問い合わせください。

葛城税務署

電話番号 0745-22-2721

○固定資産税

固定資産を所有されていた方がお亡くなりになられた場合は、納税義務者の変更等の手続きが必要になります。詳しくは、下記にお問い合わせください。

なお、相続登記申請については、法務局（葛城支局）へご相談ください。

固定資産税についてご不明な点は下記までお問い合わせください。

税務課 資産税係

電話番号 0745-55-1001

相続登記申請についてご不明な点は下記までお問い合わせください。

法務局（葛城支局）

電話番号 0745-52-4941

○軽自動車税

軽自動車税は毎年4月1日現在、車両を所有している方に対して課税されます。
オートバイ・軽自動車等を所有されている方がお亡くなりになられた場合、名義変更や
廃車の手続きが必要です。詳しくは、下記にお問い合わせください。
※所有者がお亡くなりになられた場合でも、手続きをしないと課税されます。

原付（排気量125cc以下）・小型特殊自動車・ミニカー
税務課 民税係
電話番号 0745-55-1001

排気量125ccを超えるオートバイ
奈良運輸支局
電話番号 050-5540-2063

三輪・四輪の軽自動車
軽自動車検査協会 奈良事務所
電話番号 050-3816-1845

○納税に関する手続き・納付方法について

お亡くなりになられた方の口座から税・料の振替えをされている場合、振替口座の変
更もしくは新規登録が必要ですので、今後の納付方法についてご相談ください。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。
税務課 収納係
電話番号 0745-55-1001

環境政策課 本庁舎1階

9. 納骨について

火葬執行証明書とともに、墓地管理者（お寺・市区町村・自治会）にご確認ください。

10. お亡くなりになられた方が町営石塚霊園の使用者であった場合について

お墓の使用者がお亡くなりになられたときは、「承継（相続）」の手続きが必要です。

お亡くなりになられた方に代わり、新しい使用者を相続人の中から決めていただかなければなりません。

◇申請に必要なもの

- ・墓地承継使用許可申請書（所定の用紙）
- ・墓地使用許可証（お申込の時に発行している厚紙の証書）
- ・承継者（新しい使用者）の住民票謄本（本籍地の記載があるもの）
- ・承継を証する書類

使用者がお亡くなりになられたこと及び使用者の全ての相続人が記載されている戸籍（除籍）謄本等

- ・承継者以外の全ての相続人の同意書（実印の押印が必要です。）
- ・上記同意者の印鑑証明書
- ・手数料1,000円

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

環境政策課

電話番号 0745-55-1001

11. 改葬・墓じまいの手続きについて

○墓じまいについて

1. 墓地の管理者に「墓じまい」する旨を伝えます。
2. 石材店に遺骨の取り出しと墓じまいを依頼して、墓地を更地にします。
3. 墓地を管理者に返還します。
4. 改葬するか手元供養します。

○改葬の手続きについて

1. 新しい改葬先を確保します。
2. 改葬許可証が必要です。
墓地のある市区町村に改葬許可申請をします。
3. 改葬するには、火葬執行証明書が必要です。
火葬を行った斎場の管理者に火葬執行証明書を発行してもらいます。
4. 納骨
改葬先に改葬許可証と火葬執行証明書を提出して納骨します。
※手元供養の場合は異なります。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

環境政策課

電話番号 0745-55-1001

農業振興課 農業委員会事務局 本庁舎1階

12. 農地を所有されている方について

お亡くなりになられた方が農地を所有されており、相続によりその農地の権利を取得した場合、農業委員会に届出が必要です。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

農業振興課 農業委員会事務局

電話番号 0745-55-1001

○農業者年金を受給されていた方がお亡くなりになられた場合

お問い合わせ先：JAならけん各支店へお問い合わせください。

都市整備課 本庁舎1階

13. 住宅関係の手続きについて

○町営住宅入居者がお亡くなりになられた場合

お亡くなりになられた方が町営住宅入居者の場合、名義を引き継ぐ手続きや、異動の手続きが必要です。

◇必要な手続き

どなたがお亡くなりになられたかにより、手続きが異なります。

- ①入居名義人がお亡くなりになり、同居されている方がいる場合
名義を引き継ぐ手続き（入居承継申請）※
- ②入居名義人がお亡くなりになり、同居されている方がいない場合
住宅を明渡す手続き
- ③入居名義人の方以外がお亡くなりになられた場合
異動の手続き

※入居承継申請については、承継できない場合があります。

承継できない場合は、明渡しの手続きが必要になります。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

都市整備課

電話番号 0745-55-1001

上下水道課 本庁舎1階

| 4. 給水装置の所有者または水道の使用者について

所有者又は使用者の変更や給水休止の申し込み手続きが必要です。

新所有者、新使用者、ご家族等からの届出をお願いします。

◇申請に必要なもの

・水道料金の口座振替をご希望の場合は通帳及び通帳印

※速やかに手続きをお願いします。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

上下水道課

電話番号 0745-55-2234

教育委員会 本庁舎2階

| 5. 小学生・中学生の保護者について

小学生・中学生の保護者がお亡くなりになられた場合、学校関係に関するお手続きがあります。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

教育委員会 学校支援課

電話番号 0745-55-1001

介護福祉課 さわやかホール1階

16. 介護保険について

○介護保険被保険者証をお持ちの方（65歳以上の方等）

広陵町の介護保険の被保険者（65歳以上の方等）がお亡くなりになられた場合。
介護保険料の精算の手続きや、要介護認定を受けておられた方（40～64歳の方も含む。）は高額介護サービス費等の手続きが必要な場合があります。

◇申請に必要なもの

- ・介護保険被保険者証等（既に返還された場合は不要です。）

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

**介護福祉課 介護保険係
電話番号 0745-54-6663**

17. 後期高齢者医療保険について

後期高齢者医療保険制度に加入され、奈良県広域連合から被保険者証の交付を受けた方がお亡くなりになられたときは、葬祭を行った方（喪主）に対して葬祭費が支給されます。

◇申請に必要なもの

- ・後期高齢者医療被保険者証等（既に返還された場合は不要です。）
- ・葬祭を行った方（喪主）の振込先口座がわかるもの（預金通帳等）

※葬祭を行った日の翌日から2年以内に申請してください。（請求権の時効）

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

**介護福祉課 後期高齢者医療係
電話番号 0745-54-6663**

社会福祉課 さわやかホール1階

18. 障がい福祉の手続きについて

○お亡くなりになられた方が以下の手帳等をお持ちの場合

- ・身体障がい者手帳
 - ・療育手帳
 - ・精神障がい者保健福祉手帳
- いずれかをお持ちの方は、返還手続きが必要です。

◇申請に必要なもの

- ・お亡くなりになられた方の各種手帳
- ・ご遺族の方の金融機関通帳（「広陵町障がい福祉年金」を受給されていた方のみ）

19. 特別障害者手当・障害児福祉手当について

お亡くなりになられた方が、特別障害者手当・障害児福祉手当を受給されていた場合、喪失手続きが必要です。

◇申請に必要なもの

- ・住民票除票
- ・扶養義務者の金融機関通帳（未支払金がある場合のみ）

20. 生活保護における葬祭扶助の適用について

生活保護受給者が喪主を務める場合、葬儀費用の一部が生活保護費として支給されます。手続きについては社会福祉課までご相談ください。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

社会福祉課

電話番号 0745-55-6771

中和福祉事務所

電話番号 0744-48-3022

21. 斎場使用料の減免申請について

お亡くなりになられた方が生活保護受給者の場合、ご遺族である生活保護受給者のご家族が申請されますと斎場使用料が減免となります。

「斎場使用料減免申請書」の提出が必要となります。申請用紙は環境政策課または社会福祉課にありますので窓口へご来庁ください。

※申請書の提出先は環境政策課になりますのでご注意ください。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

環境政策課

電話番号 0745-55-1001

社会福祉課

電話番号 0745-55-6771

MEMO

こども課 さわやかホール1階

22. 児童手当にかかる手続きについて

○児童手当受給者がお亡くなりになられた場合

今後、児童を養育する方が児童手当を受給するには、新規に申請が必要です。

◇申請に必要なもの

- ・新規認定請求書等
- ・請求者名義の振込口座がわかるもの（預金通帳等）
- ・請求者の個人番号が分かるもの

※受給者の方がお亡くなりになられた日の翌日から15日以内に申請すれば、お亡くなりになられた日の翌月分から児童手当を受給することができます。申請が遅れると手当を受給できない月が発生しますので、速やかに申請をお願いします。

《未支払請求（お亡くなりになられた受給者に未支払手当が残っている場合）》

◇未支払金の請求に必要なもの

- ・児童の振込口座がわかるもの（預金通帳等）

○児童手当支給対象の児童がお亡くなりになられた場合

戸籍の死亡届を出されていれば、児童手当に関する届出は不要です。

お亡くなりになられたお子さまの児童手当は、お亡くなりになられた月の分まで支給されます。

23. 児童扶養手当に係る手続きについて

○ひとり親世帯等になり、受給要件にあてはまる場合

◇手続きに必要なもの

- ・新規認定請求書等
- ・請求者名義の振込口座がわかるもの（預金通帳等）
- ・同居している方の個人番号が分かるもの

○児童扶養手当受給者がお亡くなりになられた場合

◇手続きに必要なもの

- ・児童扶養手当受給資格者死亡届
- ・戸籍謄本、または死亡診断書（死亡の事実が分かる書類）

併せて、児童扶養手当受給者を新たに選定する場合は新規認定請求が必要です。

《未支払請求（お亡くなりになられた受給者に未支払手当が残っている場合）》

◇未支払金の請求に必要なもの

- ・児童の振込口座がわかるもの（預金通帳等）

○対象児童がお亡くなりになられた場合

- ①児童扶養手当の対象児童が一人の場合→対象児童がお亡くなりになられた際は、児童扶養手当資格喪失届の提出が必要です。
- ②児童扶養手当の対象児童が複数いる場合→対象児童の一人がお亡くなりになられた際は、児童扶養手当額改定届（減額）の提出が必要です。

24. 特別児童扶養手当に係る手続きについて

○特別児童扶養手当受給者がお亡くなりになられた場合

◇手続きに必要なもの

- ・特別児童扶養手当受給資格者死亡届
- ・戸籍謄本、または死亡診断書（死亡の事実が分かる書類）

併せて、特別児童扶養手当受給者を新たに選定する場合は新規認定請求が必要です。

◇認定に必要なもの

- ・新規認定請求書等
- ・請求者名義の振込口座がわかるもの（預金通帳等）
- ・同居している方の個人番号が分かるもの

○対象児童がお亡くなりになられた場合

- ①特別児童扶養手当の対象児童が一人の場合→対象児童がお亡くなりになられた際は、特別児童扶養手当資格喪失届の提出が必要です。
- ②特別児童扶養手当の対象児童が複数いる場合→対象児童の一人がお亡くなりになられた際は、特別児童扶養手当額改定届（減額）の提出が必要です。

児童三手当　お亡くなりになられた方の届出一覧

	児童手当	児童扶養手当	特別児童扶養手当
受給者がお亡くなりになられて、新たに受給する場合	<p>《新規認定》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに受給者となる父母または養育者の通帳、個人番号がわかるもの 	<p>《死亡の手続き》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当受給資格者死亡届 ・受給者の戸籍謄本、または死亡診断書 <p>《新規認定》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに受給者となる父母または養育者の戸籍謄本、通帳、個人番号がわかるもの 	<p>《死亡の手続き》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別児童扶養手当受給資格者死亡届 ・受給者の戸籍謄本、または死亡診断書 <p>《新規認定》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに受給者となる父母または養育者の戸籍謄本、通帳、個人番号がわかるもの
未支払請求（受給者に未支払手当が残っている場合）		<ul style="list-style-type: none"> ・児童名義の振込口座がわかるもの（通帳等） 	
児童がお亡くなりになられた場合	手続不要	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当資格喪失届、または児童扶養手当額改定届 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別児童扶養手当資格喪失届、または特別児童扶養手当額改定届
申出期間	お亡くなりになられた日の翌日から15日以内		お亡くなりになられた後速やかに

MEMO

25. 交通災害・自然災害によりお亡くなりになられた場合

○奈良県交通遺児等援護事業について

交通災害又は自然災害により、父又は母等を失った児童の健全な育成及びその福祉の増進を目的として、激励金や入学祝金等の給付を行う事業です。

◇交通遺児等激励金（遺児1人につき100,000円）

⇒死亡より1年以内に申請。

申請書	交通遺児等援護事業給付申請書、口座振込申出書
添付書類	住民票、死亡診断書、交通事故証明書、保護者名義の口座がわかるもの、印鑑

◇交通遺児等入学祝金（小学校、中学校、高等学校各入学時 遺児1人につき50,000円）

⇒上記各入学時より1年以内に申請。

申請書	交通遺児等援護事業給付申請書、口座振込申出書
添付書類	在学証明書、保護者名義の口座がわかるもの、印鑑

◇交通遺児等就職・入学準備金（就職又は大学等への進学予定者1人につき100,000円）

⇒就職又は大学等への進学・入学が決定してから1年以内に申請。

⇒ただし、給付は就職時又は入学時のいずれか1回限り。

申請書	交通遺児等援護事業給付申請書、口座振込申出書
添付書類	採用（内定）通知等または合格通知、保護者名義の口座がわかるもの、印鑑

* 給付要件

⇒父または母等の死亡時、遺児が奈良県内に住所を有していること。

⇒父または母等の死亡時、遺児が満18歳に達する年度内であること。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

こども課

電話番号 0745-55-6820

広陵町立図書館

26. 図書館利用者カードについて

図書館利用者カードを持っておられた方は、抹消手続きが必要です。

◇申請に必要なもの

- ・図書館利用者カード

※図書館へ来館もしくはお電話にて手続きをお願いします。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

広陵町立図書館

電話番号 0745-55-4946

住居地の管轄する地方出入国在留管理官署

27. 外国籍の方の届出について

◇外国籍の方がお亡くなりになられた場合

在留カードまたは特別永住者証明書（外国人登録証明書）を所持する外国人の方がお亡くなりになられたときは、死亡の日から14日以内に、その方の親族または同居者が返納することになります。

詳しくは、住居地の管轄する地方出入国在留管理官署にお問い合わせください。

MEMO

その他の主要な手続き

○お亡くなりになられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却等、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期日	備考
死亡退職届の提出		故人が働いていた勤務先に提出する必要があります。
社員証等 (身分証明書) の返却	速やかに	健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものがある場合は返却してください。
国民健康保険等への加入		被扶養者がいる場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、 退職金等の請求		預貯金口座の確認とともに勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び勤務先が加盟している保険組合等で、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p>〈必要なもの〉 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号</p> <p>〈手続先〉 故人の勤務先を所管する社会保険事務所</p> <p>〈その他〉 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。</p>

○亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。

なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の 死亡届出書	速やかに	
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業等届出書	1か月以内	税務署に提出します。
給与支払事務所等の 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取り やめようとする年の 翌年3月15日まで	

○その他の相続に関する手続き / 相続に関する手続きチェックリスト

項目	期日	備考
<input checked="" type="checkbox"/> 相続人の調査・確定		相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
<input checked="" type="checkbox"/> 遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索又は法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input checked="" type="checkbox"/> 遺言書の検認	速やかに	法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
<input checked="" type="checkbox"/> 相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業社に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることが出来ます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産の全てを知ることができます。
<input checked="" type="checkbox"/> 遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所等へ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。

項目	期日	備考
<input checked="" type="checkbox"/> 相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認下さい。
<input checked="" type="checkbox"/> 所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
<input checked="" type="checkbox"/> 相続税の申告・納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額 = 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数

○ご遺族メモ / 家系図 (3親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続をはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続に利用されることで、相続手続に係る相続人・手続の担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP (http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) を御覧ください。

○ご遺族メモ / 故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				

○少し落ち着いてから行う手続きチェックリスト

項目	期日	手続き窓口	準備するもの・備考
<input checked="" type="checkbox"/> 運転免許証返納		警察署	運転免許証
<input checked="" type="checkbox"/> パスポート返納		パスポートセンター	パスポート 住民票除票 届出人の身分証明書
<input checked="" type="checkbox"/> 電気料金の名義変更・解約		電力供給会社	インターネットでも手続き可能
<input checked="" type="checkbox"/> ガス料金の名義変更・解約		各事業所	
<input checked="" type="checkbox"/> NHKの名義変更・解約	早めに	NHK	
<input checked="" type="checkbox"/> 携帯電話解約		各携帯電話会社	各店頭での解約 住民票除票 届出人の身分証明書等
<input checked="" type="checkbox"/> その他利用サービスの名義変更・解約		各社	新聞 定期購読物 オンラインサービスなど
<input checked="" type="checkbox"/> クレジットカードの解約		各クレジット会社	各会社より 必要書類を取り寄せる
<input checked="" type="checkbox"/> 自動車・バイク等の廃車		陸運支局 軽自動車検査協会	各販売業者でも代行可能

発 行 広陵町住民課
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年 2023年4月作成

